

青森県保育・障害福祉サービス事業所等認証評価制度 認証更新について



当制度における認証の有効期間は認証の日から **3年間** としています。

認証取得から3年目を迎える事業者の皆様におかれましては、下記により認証更新の手続きをしていただきますよう、お願い致します。



項目	内容
1 認証更新の条件	認証審査時に確認した状況が認証後も継続していること
2 提出書類	①様式4 認証更新申請書 ②別紙 認証事業所取組確認表 ③その他、確認に必要な書類（認証事業所取組確認表をご参照ください）
3 手続き	提出書類を「6 認証更新書類提出先」までご提出ください。 受領後、現地審査において内容を確認します。
4 提出期限	認証更新期限（認証日から3年後の日）の3ヶ月前の月初日まで。 なお、更新書類の受付は認証更新年度の初日から行います。 【例】平成30年3月20日に認証を取得した事業所の場合 更新書類受付：令和2年4月1日～ 提出期限：令和2年12月1日 → 随時、現地審査 令和元年11月20日に認証を取得した事業所の場合 更新書類受付：令和4年4月1日～ 提出期限：令和4年8月1日～ → 随時、現地審査
5 認証更新の時期	認証評価制度推進委員会（年2回開催予定）で意見聴取した上で、認証更新を行います。このため、認証更新の時期は概ね9月または2月頃となる見込みです。
6 認証更新書類提出先	青森県健康福祉部 【保育分野】 こどもみらい課 児童施設支援グループ 【障害福祉分野】 障害福祉課 障害福祉事業者グループ 〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号
7 その他	認証審査時に確認した状況が認証取得後も継続するよう、上記提出書類②の認証事業所取組確認表を、毎年度県にご提出いただきます。（単年度様式に前年度分を記載。） 認証事業所アンケート、あおもり保育・障害福祉サービスネットに掲載している認証事業所情報の確認と併せ、県から提出依頼のご連絡を差し上げますので、ご対応ください。（7月頃を予定）